

# 財産管理等委任契約書

契約書委任者〇〇〇〇（以下「甲」という）、受任者〇〇〇〇（以下「乙」という）は、下記の通り財産管理等の委任契約（以下「本契約」という）を締結した。

## （目的）

第1条 本契約は、乙が甲の財産を管理し、甲の財産の保全と生活の安定を図ることを目的とする。

## （財産管理等の対象財産）

第2条 本契約により管理の対象となる財産は、甲に帰属する全財産（預貯金を含む）である。

## （委任者の意思の尊重と配慮義務）

第3条 乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を最大限尊重しなければならない。

## （委任事務）

第4条 甲は、乙に対し、前条で定める甲に帰属する全財産について、次の事務を行うことを委任（以下「本件委任事務」という）し、その事務処理のため代理権を付与し、乙はこれを受任した。

### （1）継続的管理業務

- 甲に帰属する全財産の管理・保存ならびにその果実の管理・保存
- 次の取引を含む金融機関とのすべての取引
  - 預貯金に関する全ての取引（預貯金の管理、振込み依頼・払い戻し、口座の変更・解約等。以下同じ）
  - 預貯金口座の開設及び当座預貯金に関する取引
  - 簡易保険に関する全ての取引・満期保険金・生命保険金・入院保険金・死亡保険金・解約還付金・貸付金の各支払い請求及び受領・保険証書の再発行請求及び受領・保険契約者の変更請求・その他、簡易保険契約の変更、解除等を含む一切の取引
  - 貸金庫取引
  - 保護預かり取引

F. 金融機関等とのその他の取引

3. 定期的な収入（家賃・地代・年金その他の社会保障給付等）の受領およびその手続き
4. 定期的な支出（公共料金、保険料、税金、特別養護老人ホームの利用料）の支払いおよびその手続き
5. 当座のお小遣いの支払い
6. 日用品の購入、その他日常生活に関する取引
7. 証書等（登記済権利証・実印・銀行印）、その他これらに準ずるものの保管および事務処理に必要な範囲の使用

(2) その他の業務（上記の継続的管理業務以外の業務）

1. 甲に帰属する全財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産の変更・処分ならびにその果実の変更・処分
2. 「(1) 継続的管理業務」記載事項以外の甲の生活、療養看護及び財産管理に関する一切の法律行為に関する代理業務
3. 行政官庁に対する諸手続（市区町村・社会保険庁に対する諸手続き・登記申請・供託の申請・税金の申告等）に関する一切の代理業務

(代理権の消滅)

第5条 本契約による代理権は、以下の事由が生じたときは終了する。

1. 甲もしくは乙が死亡又は破産したとき
2. 甲が後見開始・補佐開始・補助開始の審判を受けたとき
3. 乙が後見開始の審判を受けたとき

(記録及び報告)

第6条 (1) 乙は、本件委任事務を処理するに際し次の書類を作成する。

1. 本契約時の財産目録
2. 財産管理に関する会計帳簿
3. 本契約に関する委任事務処理日誌（ただし、金銭の出納については会計帳簿を委任事務処理日誌とすることができる）
4. 契約終了時の財産目録

(2) 乙は、原則として3ヶ月に1回、財産管理に関する会計帳簿および委任事務処理日誌の写しを甲に提出又は報告する。

(費用の負担)

- 第7条 (1) 本契約により行う委任事務処理に関する費用は、甲の負担とする。
- (2) 乙は、前項の費用について、その支出に先立って支払いを受けることができる。

(報酬)

- 第8条 (1) 甲は乙に対して、本件委任事務の報酬として毎月末日までに金〇〇〇〇円の報酬を支払う。
- (2) 乙はその管理する甲の財産の中から前項の報酬を直接受け取ることができる。
- (3) 甲の生活状況・健康状態や経済状況の変化等により報酬額が不相当になった場合は甲乙は任意後見監督人と協議してこれを変更し、甲がその意思を表明できないときは乙は任意後見監督人の同意を得て変更できる。
- (4) 前項の変更は公正証書による。

(終了時の財産引継ぎ)

- 第9条 乙は、本契約が終了した場合、委任事務を行った費用及び報酬を清算した後、第6条1の財産目録とともに残余財産を甲又は甲の代理人・相続人に引き渡すものとする。

(守秘義務)

- 第10条 乙は、本契約に関して知りえた甲の秘密を正当な理由なく第三者に洩らしてはならない。

(死後の事務処理に関する委任契約)

- 第11条 甲は、乙に対して甲の死後における次の事項を委任する。ただし、本条は第5条により代理権が消滅する場合でも存続する。

1. 甲の生前に発生した本件委任事務にかかわる債務の弁済
2. 通夜、告別式、火葬等の葬儀及び埋葬に関する事務
3. 家財道具、身の回りの生活用品を処分する事務
4. その他本件委任事務の未処理事務
5. 復代理人の選任

(協議事項)

第 12 条 本契約に定めのない事項および疑義のある事項については、民法、その他の法令および良識に基づき、甲および乙が誠実に協議して定める。

以上の契約の成立を証するために、本契約書 2 通を作成し当事者各自署名のうえ当事者各自 1 通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者 住所 大阪市〇〇区〇〇  
氏名 〇〇 〇〇

受任者 住所 大阪市〇〇区〇〇  
氏名 〇〇 〇〇